

令和8年度 海岸防災林強化事業 海岸防災林復旧計画作成業務委託

特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、掛川市が発注する「令和8年度 海岸防災林強化事業 海岸防災林復旧計画策定業務委託」に適用する。

2 業務管理

受注者は委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、監督員（掛川市建設工事執行規則第2条第1号による職員「以下監督員という。」）の指示を受け正確に施工しなければならない。

3 履行期間

本業務の履行期間は設計書による期間とする。

4 疑義

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方の協議により取り決めるものとする。

5 その他

- (1) やむを得ない理由により設計図書を変更する場合、当該業務に着手する前に変更に関する事項について、監督員と十分に協議しなければならない。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、監督員と十分に協議しなければならない。
- (3) 成果はすべて発注者の所有とし、発注者の承認がなければ他に公表、貸与、複写してはならない。

第2章 業務内容

当該箇所（掛川市国安 2766-3）は掛川市が所有する保安林であり、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（以下、「処理基準」という。）第1の1⑩保健保安林に指定されている土地であり、県市が実施する治山事業施工地として利用されている。また、掛川市海岸線地域ビジョン（令和5年7月）（以下、「海岸線ビジョン」という。）において、保健保安林区間を基軸として、森林空間などを市民の憩いの場等広場として整備を進めることを示している。

事業完了後に海岸防災林として復旧するにあたり、保健保安林の指定目的および海岸線ビジョンに合わせた復旧計画を作成する。なお、計画は処理基準第5の2「許可申請の適否の判定」の別表6許可基準に適合すること。

設計業務

- (1) 海岸防災林復旧計画作成 1箇所
- (2) 打合せ協議 1式

第3章 成果品

報告書、打合せ記録簿、図面等については製本及び電子媒体にて提出すること。
また、各原稿等についてはファイル、CD等に収納し納品すること。なお、成果品の部数については2部を原則とするが発注者（担当監督員）の指示によるものとする。

第4章 その他

- 1 現地状況把握のための現地踏査などにおいて民地立ち入りの必要がある場合は、事前に地権者への連絡を取り、了承を得た後に実施するものとする。
- 3 報告書作成のための基礎資料について、関係機関からの資料提供の必要がある時は監督員に報告し協議するものとする。

履行条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容	
A 具体的な設計条件	1 設計条件・業務内容	○	必要に応じて記載	業務内容	設計書・特記仕様書・位置図のとおり	
					『森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について』	
					に定める許可基準に適合する計画とすること。	
B 隣接又は関連する調査業務	1 隣接又は関連する調査業務		隣接又は関連する調査業務がある場合	業務①	業務名 履行期間 受注者 発注機関	
				業務②	業務名 履行期間 受注者 発注機関	
				業務③	業務名 履行期間 受注者 発注機関	
C 関係機関との協議等	1 関係機関との協議		関係機関との協議を行う場合	協議①	施設名 管理者名 内容 実施状況及び協議完了予定時期	
				協議②	施設名 管理者名 内容 実施状況及び協議完了予定時期	
	2 地元関係者との交渉			地元関係者との交渉が必要な場合	交渉①	交渉先 内容 実施状況及び交渉完了予定時期
					交渉②	交渉先 内容 実施状況及び交渉完了予定時期
	3 地下埋設物の確認、調査		○	設計業務であれば設計範囲内(仮設含む)、地質調査であれば掘削及びボーリング等に埋設物が近接している場合	調査・確認	ガス(位置、ガス区分【液化天然ガス等】) 水道(位置、水圧管の種類) 下水道(位置、幹線・支線・分流式合流式区分) 電力(位置、送電電圧と種類) 通信ケーブル(位置、NTT以外のケーブルも調査) その他(工業用水、農業用水等)
					静岡県地下埋設物の事故マニュアルに基づき、「埋設物確認書」(マニュアルP.9)の埋設物管理者欄の項目を調査記載するとともに、左記の埋設物種別に調査結果を一覧表としてまとめ、成果図面にも明記する。	
D 貸与資料の取扱い	1 貸与資料		貸与資料がある場合	資料①	資料名① 貸与予定時期①	
				資料②	資料名② 貸与予定時期②	
				資料③	資料名③ 貸与予定時期③	
				資料④	資料名④ 貸与予定時期④	
				資料⑤	資料名⑤ 貸与予定時期⑤	
E 部分引渡し及び部分使用の時期	1 部分引渡し		約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合	引渡し①	指定部分 引渡し時期 引渡し理由	
				引渡し②	指定部分 引渡し時期 引渡し理由	
	2 部分使用			約款第33条の規定に基づき部分使用する箇所がある場合	部分使用①	使用する部分 使用する時期 使用する理由
					部分使用②	使用する部分 使用する時期 使用する理由